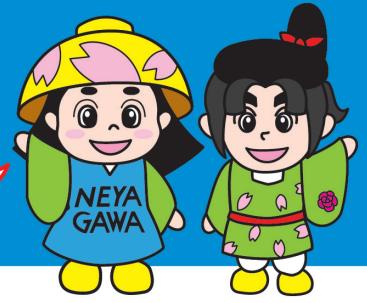


自転車乗車用ヘルメット 購入補助事業を実施します!

令和6年4月1日以降に購入した
ヘルメットが対象です。



補助金額

ヘルメット購入費(ポイント利用額の方は対象外)の
1/2を寝屋川市が補助 **上限2,000円**

※1人につき1個(回)限り

補助対象者

令和6年3月31日時点で65歳以上の方
(昭和34年3月31日以前に生まれた方)

※寝屋川市に居住し、住民基本台帳に登録されている方
※65歳以上となる本人が申請者



補助対象のヘルメット

新品かつ次の安全基準マークのいずれかが
付されている自転車乗車用ヘルメット

安全基準マーク(一例)

(1) SGマーク	(2) JCFマーク	(3) CEマーク	(4) GSマーク	(5) CPSCマーク

※その他(1)から(5)までに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、
市長が認めるもの

申請期限

令和7年2月28日まで

※補助金予算額に達し次第、受付終了となります。
※郵送の場合は2月28日当日消印有効。



補助金の申請から交付までの流れ

1

ヘルメットを販売店で購入

※新品かつ安全基準マークが付されているものか確認してください。



2

申請書を交通政策課へ提出 ※郵送可

※申請書は、交通政策課窓口、各シティ・ステーション窓口、市ホームページから入手できます。

※申請受付開始 令和6年7月1日(月)



こちらからアクセス!



添付書類

1 領収書・レシート等の原本(代金の支払い手続きが完了したことを証する書類)

※次の2項目が記載されたもの

- ① 領収日
- ② 領収金額(購入単価がわかるもの)



2 安全基準を確認できる書類

※取扱説明書の写し、安全基準マークが入った現物の写真の提出または現物の提示

3

通知書(補助金交付決定兼額確定通知書)が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書と請求書を郵送します。

4

請求書を記入後、交通政策課へ提出

※同封の封筒に入れ、ポストに投函してください。

5

補助金が指定口座に振り込まれます。



お問い合わせ先

寝屋川市まちづくり推進部交通政策課

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号 TEL:072-813-1207

窓口対応時間

平日9時~17時30分(年末年始、土・日・祝日を除く)